

## 第10章 史跡の運営体制の整備

### 第1節 方向性

- ・本史跡を適切に保存管理し、活用や整備を円滑に進めていけるよう、担当部署の適正な職員配置や庁内関係各課との連携強化に努める。
- ・文化庁や県から適宜指導を受けるとともに、「国史跡郡里廃寺跡整備検討委員会」を定期的に開催し、専門委員との連携を図る。
- ・本史跡と周辺文化財を一体的に保存活用していくために、地域住民や地域団体、教育機関等との連携を図り、協働で取り組むことができる体制を確立する。
- ・本史跡の日常的な維持管理は、行政だけでなく、地域住民等の協力も得て進めていく。

### 第2節 運営体制の整備の方法

#### (1) 庁内での連携

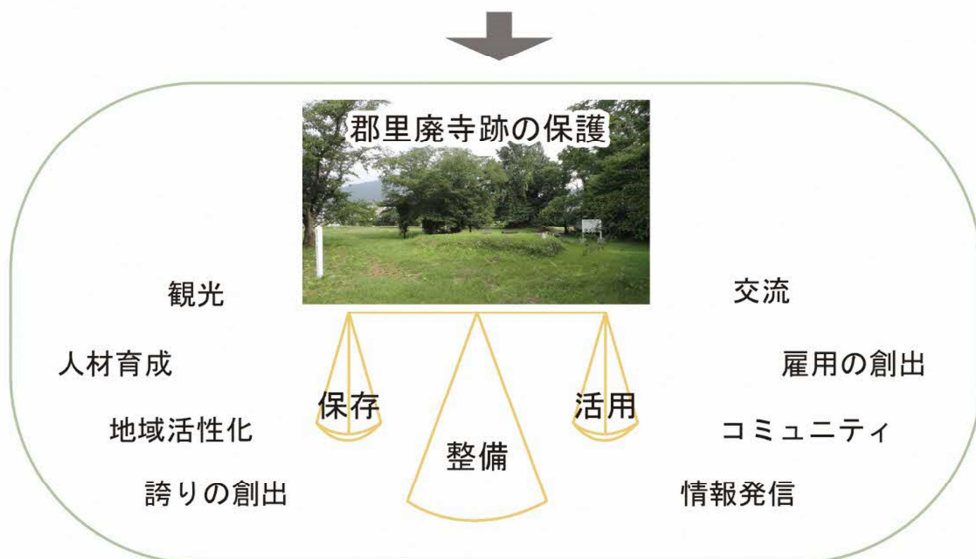
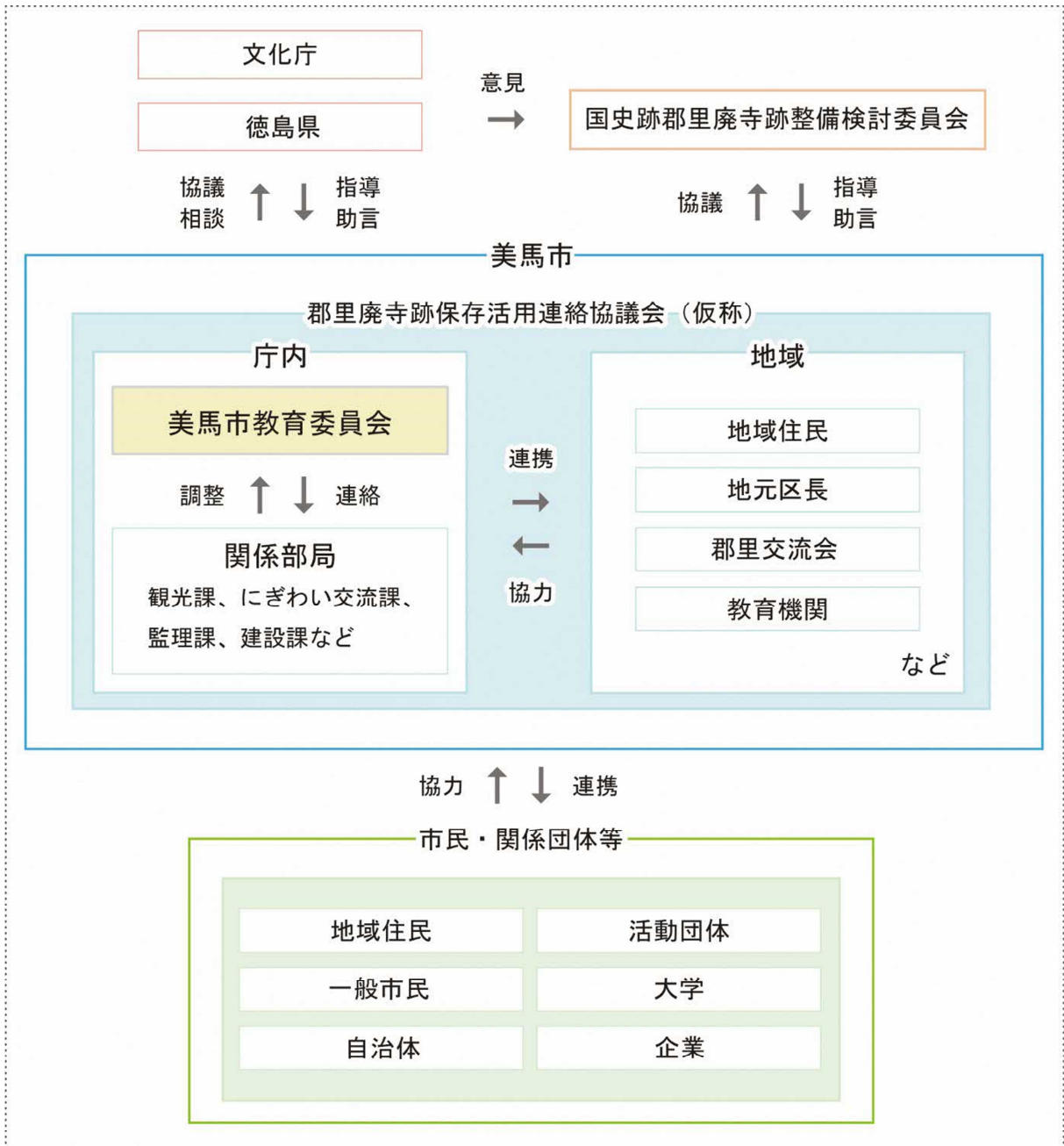
- ・本史跡の保存管理・活用・整備に関わる十分なマネジメントを実施することができるよう、専門職と事務職の適正な職員配置や、体制の充実強化に努める。
- ・本史跡の保存管理・活用・整備について、関係各課で連携して事業を進めていくため、観光課、にぎわい交流課、監理課、建設課等の理解と協力を得て、関係法令や現状変更取扱い基準の遵守、予算の確保、関連事業の実施等についての情報共有を行う。
- ・各種整備事業を実施する場合は、事前に「国史跡郡里廃寺跡整備検討委員会」を開催し、各専門委員の了承を得たうえで行うものとする。

#### (2) 関係者・機関との連携

- ・文化庁や県等の関係機関との連携を強化し、史跡の保存管理・活用・整備・調査研究について適宜協議を行い、指導を受ける。
- ・土地所有者の理解と協力を得て、指定地全体の整備に向けた指定地内の公有化を進めていく。

#### (3) 地域との連携

- ・本史跡をはじめ、周辺文化財を地域全体で一体的に保存活用し、後世へと継承していくことができるよう、地域住民や郡里交流会をはじめとした地域団体、教育機関等との連携を図る。
- ・「国史跡郡里廃寺跡整備検討委員会」とは別に、史跡整備後の維持管理や公開活用等に関わる調整や、合意形成を行うことを目的とした連絡協議会の設置を検討する。連絡協議会は、行政と市民から構成する組織とする。
- ・指定地付近で各種開発行為を行う場合には、関係者の理解と協力を得て、史跡としての良好な景観が保たれるように努める。
- ・整備の各段階における状況や、将来像が理解できるよう、地域住民や市民を対象とした情報発信に努める。
- ・清掃や除草等、本史跡の日常的な維持管理は、指定管理者制度を活用し、また、地域団体や民間業者への委託も検討することで、作業の効率化を図る。また、史跡の保護に関する理解と意識の向上へと繋がるように、地域住民も参加できるような機会の創出に努める。
- ・史跡の活用に向け、寺町の商業関係者、寺院関係者、学校関係者等との広域的な連携を図る。



第 35 図 運営体制図